

物品売買契約書（案）

上士幌町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の物品（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

- （1）品名 大型ロータリ除雪車 ニッセキ HTR201
- （2）型式 HTR201
- （3）排気量 11.67kwリットル

（売買代金等）

第2条 売買代金は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

2 乙は、前項の売買代金を甲の発行する納入通知書により、その指定する期限までに納入しなければならない。

（契約保証金）

第3条 上士幌町財務規則第112条第4号の規定により、乙の契約保証金を免除する。

（所有権の移転時期）

第4条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（指定期限までに売買代金を納入しない場合にあつては、第7条の違約金を含む。）を完納したときに、甲から乙に移転するものとし、その引渡しも同時に行われたものとする。

（危険負担）

第5条 この契約の締結後売買物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷した場合は、その損害は、乙の負担とする。

（かし担保）

第6条 乙は、この契約の締結後売買物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（違約金）

第7条 乙は、第2条第1項に定める売買代金の全部又は一部を指定期限までに納入しないときは、当該期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については、その納入金

額を控除した額)につき年 36.5 パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 10 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する違約金を甲に納入しなければならない。ただし、延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額はその全額を切り捨てる。

(損害賠償)

第 8 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求できるものとする。

(契約締結の費用)

第 9 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 10 条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第 11 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 3 1 年 月 日

甲 河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 2 3 8 番地
上士幌町長 竹 中 貢

乙